明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**八）　一
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**二）　三
〔告　示〕
○植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する有害動物及び有害植物を指定する件（**農林水産**五四二）　三
○輸入植物検疫規程の一部を改正する件（**同**五四三）　四
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一〇（平成二十二）年十～十二月期）（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

（検疫有害動植物）

第五条の二　法第五条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表一のとおりとする。

第五条の四第一項中「別表一」を「別表一の二」に改める。

第九条中「地域及び植物を」を「農林水産省令で定める地域及び植物は、」に、「定める」を「とする」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　別表二の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）

第九条に次の一号を加える。

三　別表一の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）

別表一の一の項の地域の欄中「オランダ」を「トルコ、オランダ」に改め、同項の検疫有害動植物の欄中「コロンビアネコブセンチュウ」を「*Meloidogyne chitwoodi*（コロンビアネコブセンチュウ）」に改め、同表の二の項の地域の欄中「オーストラリア」の下に「、ニュージーランド」を加え、同項の検疫有害動植物の欄中「テンサイシストセンチュウ」を「*Heterodera schachtii*（テンサイシストセンチュウ）」に改め、同表の三の項の検疫有害動植物の欄中「ニセコロンビアネコブセンチュウ」を「*Meloidogyne fallax*（ニセコロンビアネコブセンチュウ）」に改め、同表の四の項の検疫有害動植物の欄中「ニセネコブセンチュウ」を「*Nacobbus aberrans*（ニセネコブセンチュウ）」に改め、同表の五の項の地域の欄中「グアドループ島」を「グアドループ、グレナダ」に改め、「ドミニカ共和国」の下に「、ドミニカ」を加え、同項の検疫有害動植物の欄中「バナナネモグリセンチュウ」を「*Radopholus similis*（バナナネモグリセンチュウ）」に改め、同表の六の項の検疫有害動植物の欄中「えんどう萎ちょう病菌」を「*Fusarium oxysporum* f. sp. *pisi*（エンドウ萎ちょう病菌）」に改め、同表の十二の項の地域の欄中「ドイツ」の下に「、ハンガリー」を加え、同項の検疫有害動植物の欄中「ソラマメトゥルーモザイクウイルス」を「*Broad bean true mosaic virus*（ソラマメトゥルーモザイクウイルス）」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十一の項の地域の欄中「シリア」の下に「、トルコ、ヨルダン」を、「オーストリア」の下に「、スロバキア」を、「ドイツ」の下に「、ハンガリー」を、「モロッコ」の下に「、リビア」を加え、同項の検疫有害動植物の欄中「ソラマメステインウイルス」を「*Broad bean stain virus*（ソラマメステインウイルス）」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表の十の項の検疫有害動植物の欄中「とうもろこし葉枯細菌病菌」を「*Clavibacter michiganensis* subsp. *nebraskensis*（トウモロコシ葉枯細菌病菌）」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表の九の項の検疫有害動植物の欄中「とうもろこし萎ちょう細菌病菌」を「*Pantoea stewartii*（トウモロコシ萎ちょう細菌病菌）」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の八の項の地域の欄中「トルコ」の下に「、ギリシャ、ハンガリー」を加え、同項の検疫有害動植物の欄中「すいか果実汚斑細菌病菌」を「*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の七の項の検疫有害動植物の欄中「いんげんまめ萎ちょう細菌病菌」を「*Curtobacterium flaccumfaciens* pv. *flaccumfaciens*（インゲンマメ萎ちょう細菌病菌）」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の六の項の次に次のように加える。